

(仮称) 坂出市民を特殊詐欺等から守る条例（案）の概要

1. 条例（案）の背景と目的

特殊詐欺等の被害が増加し、市民生活に影響を及ぼしていることから、市民の皆さまの大切な財産を守るために、市、市民、事業者等が一体となって、特殊詐欺等の被害を防止するための活動を推進し、地域の連携を促進し、安全で安心して暮らすことのできる市民生活の実現を図ることを目的としています。

2. 条例（案）の概要

○市の責務

市民、事業者等と連携して、被害防止に向けた効果的な活動を進めるため、特殊詐欺等の発生状況や手口に関する情報提供、広報・啓発の推進、団体等の自主的な活動への支援等を行うよう努めます。

○市民の責務

市が実施する被害防止施策に協力し、提供された情報を必要に応じて家族や近隣住民と共有するよう努め、事業者等から注意喚起を受けた場合には、その内容を踏まえ、適切な行動をとるよう努めること。

○事業者等の責務

特殊詐欺等の被害防止に関する施策への理解を深め、市と連携して取組に協力するよう努め、また、商品等の流通や役務提供に際し、特殊詐欺等に利用されないための措置を講じるとともに、市民への注意喚起や広報を行うよう努めること。

○被害防止に関する事業者等および市民等の義務

- ・ A T M設置事業者、電子マネー販売事業者、市民等による特殊詐欺等の被害に遭うおそれがある場合の通報体制の強化
- ・ 正当な理由なく通話しながらの A T M操作の原則禁止